

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 DSL等接続専用合計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
北海道府県																										
北海道	33,911																									
青森県		8,113																								
岩手県			8,317																							
宮城県				19,184																						
秋田県					6,491																					
山形県						6,250																				
福島県							10,223																			
茨城県								16,795																		
栃木県									12,449																	
群馬県										12,277																
埼玉県											54,242															
千葉県												43,126														
東京都													198,849													
神奈川県														80,011												
新潟県															14,578											
富山県																										
石川県																										
福井県																										
山梨県																			4,471							
長野県																				12,878						
岐阜県																										
静岡県																										
愛知県																										
三重県																										
滋賀県																										
京都府																										
大阪府																										
兵庫県																										
奈良県																										
和歌山県																										
鳥取県																										
島根県																										
岡山県																										
広島県																										
山口県																										
徳島県																										
香川県																										
愛媛県																										
高知県																										
福岡県																										
佐賀県																										
長崎県																										
熊本県																										
大分県																										
宮崎県																										
鹿児島県																										
沖縄県																										
合計	33,911	8,113	8,317	19,184	6,491	6,250	10,223	16,795	12,449	12,277	54,242	43,126	198,849	80,011	14,578				4,471	12,878						

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
4 品目ごとに別業とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

令和7年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

[illegible]